本庄市危険空き家除却補助金制度について

本庄市　都市整備部　都市計画課

目次

①補助金制度の趣旨
②補助金制度の概要
③補助金の交付実績
④補助金制度の活用事例
⑤他の制度との併用事例
⑥補助金制度の利点
⑦補助金制度の懸念事項
⑧まとめ

補助金制度の趣旨

- 平成25年10月1日に「本庄市空き家等の適正管理に関する条例」を施行。
- 条例の施行に併せて、「本庄市危険空き家除却補助金交付要綱」を施行。
- 管理不全な状態にある特に危険な空き家等の除却を進め、条例の目的である安全で安心な住環境の確保に寄与することを目的としています。

空き家条例施行時に、公益性を踏まえた空き家対策の1つとして補助金制度を創設。

補助金制度の概要

補助対象となる空き家等

（1）空家特措法、空き家条例の規定による指導を受けているもの

（2）市内に存し、1年以上使用のない状態であるもの

（3）公共事業等の補償の対象となっていないもの

（4）所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ているもの

（5）空き家の危険評価基準による評点の合計が100点以上であるもの（別紙参照）

補助金制度の概要

補助対象者

・空き家等の登記事項証明書（未登記の場合は家屋補充課税台帳）に所有者として記録されている者

・所有者の相続人

※相続人、又は共有者が複数存在する場合は、原則、全ての者の同意を必要とする。

補助対象区域

本庄市全域

補助金制度の概要

補助限度額

１敷地につき、上限５０万円

危険度評価判定

応急危険度判定士の資格を持つ職員が判定を行う。

補助金の返還

空き家等の存した敷地において、補助対象工事完了後、空家特措法又は空き家条例の勧告を受けたとき。 ほか

補助金の交付実績

年度	交付実績
平成25年度	6件
平成26年度	4件
平成27年度	7件
平成28年度	1件
平成29年度	6件

補助金制度の活用事例①

除却前の建築物

住宅2棟、蔵1棟
（危険度基準を満たす住宅1棟に補助金を交付）

除却後の跡地活用

コンビニエンスストア
（除却後の跡地を所有者が売却）

まちなかに位置し、交通量の多い道路に隣接する敷地にあった危険度の高い空き家を解決。

補助金制度の活用事例②

除却前の建築物

住宅1棟

除却後の跡地活用

分譲住宅地（2棟）
（除却後の跡地を所有者が売却）

倒壊し、建材の飛散や樹木等の越境により周辺住民に影響及ぼしていた空き家を解決。

補助金制度の活用事例③

除却前の建築物

住宅3棟、倉庫1棟
（同一敷地内であったため、補助上限は50万円）

除却後の跡地活用

太陽光発電システム

約1，700㎡の広い敷地に倒壊寸前の空き家等が複数建立されていた事案を解決。

他の制度との併用事例

- 本庄市中心市街地等ポケットパーク整備事業

空き家条例の趣旨に基づく管理不全の空き家等が除却されて生じた土地を、必要に応じ市が原則5年間の使用貸借契約を結び、簡易な植栽やベンチ等を設置したポケットパークとして整備しています。

緑化の推進だけでなく、地域を回遊する際の休憩場所やコミュニティ活動の場として活用されています。

補助金制度の利点

市民の安全で安心な住環境の確保

→倒壊等の危険や衛生上の支障をきたす、特に危険な空き家を除却。

空き家所有者の除却に向けた決断の後押し

→「補助金があるのなら」といった理由から、危険空き家等の除却に繋がった事例あり。

除却した跡地の利活用の促進
（住宅、コンビニエンスストア、駐車場など）

→「まちなか再生」や「にぎわい創出」への繋がり。
固定資産税の増額による市税の増収。　など

補助金制度の懸念事項

補助金を利用して解体した敷地が必ずしも新たな建築物、施設等の設置に繋がるとは限らない。

→空き地のままの跡地が存在。

（法13条に基づく、空き家跡地の利活用に関する必要な対策を検討していく必要があります。）

補助対象要件に危険度判定を用いる場合の支障。

→危険度判定を満たすまで放置を考える人もいる。

（条例施行時に既に危険な状態となっていた空き家等の除却を目的とするため、判定を用いていましたが、一定の成果が得られたことから、今後、見直しの中で補助対象要件を変更する予定です。）

まとめ

- 空き家等の除却に対して補助金を交付する場合、その補助金の公益性が重要となります。
- 本庄市としては、条例策定に向けたアンケート結果や市内の空き家等の状況に鑑み、市民の安全と安心の確保のために必要となる特に危険な空き家等のみを対象に、補助金として公費を投入し、除却を進めてきました。
- 本制度を用いて5年が経過し、条例施行時に存在した特に危険な空き家の除却といった点において、一定の成果が得られ、条例の趣旨である住民の安全と安心の確保や住環境の向上のみならず、「まちなか再生」といった点においても効果が見られていると考えています。

まとめ

- しかし、補助対象要件や、地域性を考慮した空き家対策として位置付けていくうえで、定期的な見直しが必要となっていることも事実です。
- また、増加傾向にある空き家等への対策が重要視される近年において、除却補助金制度やポケットパーク事業だけでなく、新たな利活用方法の検討や予防対策などの空き家対策事業の検討が必要となっています。

まとめ

- 今後の対策として・・・
- 今年度、本庄市は全域を対象に空家等実態調査を実施する予定です。
- 実態調査の結果を考慮したうえで、除却補助金制度については公益性を考慮した補助を継続していけるよう、補助対象要件等を含め見直しを検討しています。
- また、本庄市では平成30年3月に「本庄市立地適正化計画」を策定しました。
- 今後は、同計画にて重点方針としている「まちなか再生」に向けた取り組みの1つとして、空き家対策の更なる検討を進めていきます。

○本庄市危険空き家除却補助金交付要綱

平成２５年８月１日

告示第２８３号

改正　平成２８年６月２８日告示第２３８号

平成２８年１０月７日告示第３７０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本庄市空き家等の適正管理に関する条例（平成２５年本庄市条例第１９号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、管理不全な状態にある特に危険な建築物を除却する者に対し、予算の範囲内で本庄市危険空き家除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成１８年本庄市規則第４３号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象空き家）

第２条　空き家等のうち解体、撤去及び処分の補助の対象となる建築物（以下「危険空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（１）　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第１４条第１項又は条例第７条第１項の規定による指導を受けているもの

（２）　市内に存し、１年以上使用のない状態であるもの

（３）　公共事業等の補償の対象となっていないもの

（４）　所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ているもの

（５）　別表の空き家の危険評価基準による評点の合計が１００点以上であるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税に滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（１）　危険空き家の登記事項証明書（未登記の場合は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第１３号に規定する家屋補充課税台帳）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）

（２）　前号に規定する所有者の相続人（以下「相続人」という。）

２　前項の規定にかかわらず、危険空き家が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から当該空き家の除却について同意を得られない者は、補助対象者としない。ただし、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第１号）を提出する場合については、この限りでない。

（補助対象工事）

第４条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　補助対象者が発注する危険空き家の解体、撤去及び処分に係る工事であること。

（２）　建設業法（昭和２４年法律第１００号）別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）第２１条第１項の登録を受けた者が請け負う工事であること。

（３）　第７条第１項の規定による補助金の交付を決定した日以降に着手する工事であること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象工事に要した費用（危険空き家の登記事項証明書又は固定資産家屋証明書に記載された床面積１平方メートルにつき１万円を限度とする。）に２分の１を乗じて得た額で、１敷地につき５０万円を限度とする。この場合において、その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　申請者は、工事着手前に、本庄市危険空き家除却補助金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）　位置図

（２）　補助対象工事に要する費用の見積書

（３）　現況写真

（４）　相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本

（５）　委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状

（６）　登記事項証明書又は固定資産家屋証明書

（７）　市税に滞納がない証明書

（８）　適正管理に係る誓約書（様式第３号）

（９）　補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第２３条第２項の規定による通知の写し

（１０）　その他市長が必要と認める書類等

（補助金交付及び不交付の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び補助金の交付の可否を決定し、本庄市危険空き家除却補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

（変更又は中止）

第８条　前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止しようとするときは、本庄市危険空き家除却補助金変更（中止）申請書（様式第５号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書の内容を承認したときは、補助金の交付の決定を変更し、又は中止し、本庄市危険空き家除却補助金変更（中止）決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに本庄市危険空き家除却補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　工事請負契約書の写し

（２）　工事完了写真

（３）　工事を行った者の工事完了証明書

（４）　工事代金領収書又は請求書の写し

（５）　廃棄物処理に関する処分証明書

（６）　その他市長が必要と認める書類等

（補助金の交付額の確定）

第１０条　市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、本庄市危険空き家除却補助金交付額確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに本庄市危険空き家除却補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、本庄市危険空き家除却補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により交付決定者に通知するものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）　危険空き家の存した敷地において、補助対象工事完了後、法第１４条第２項又は条例第７条第２項の勧告を受けたとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、本庄市危険空き家除却補助金返還請求書（様式第１１号）により既に補助した額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年６月２８日告示第２３８号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成２８年１０月７日告示第３７０号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第２条関係）

空き家の危険評価基準

評点区分	評定項目		評定内容	点数	評点	最高評点	合計評点
1 構造一般の程度	①基礎	イ	・　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		８０	
		ロ	・　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
	②外壁	イ	・　外壁の構造が粗悪なもの	5			
構造の腐朽又は破損の程度	③　基礎、土台、柱又はは り	イ	・　構造躯体の不同沈下が軽微にあるもの ・　木造の場合、１階の傾斜が１／６０以下あるもの ・　鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が１階以下の場合１／１００以下、傾斜を生じた階の上の階数が２階以上の場合１／２００以下あるもの ・　鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が１／６０以下あるもの	5			
		ロ	・　構造躯体の不同沈下として著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がりのあるもの ・　基礎の破損が部分的にあるもの ・　木造の場合、１階の傾斜が１／６０～１／２０あるもの ・　鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が１階以下の場合１／１００～１／３０、傾斜を生じた階の上の階数が２階以上の場合１／２００～１／５０あるもの ・　鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が１／６０～１／３０あるもの ・　腐食・蟻害により一部の断面欠損があるもの	20			
		ハ	・　構造躯体の不同沈下として小屋組みの破壊、床全体の沈下のあるもの ・　基礎の破損が著しい（破壊あ	50			

				り）のもの ・　木造の場合、１階の傾斜が１／２０超あるもの ・　鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が１階以下の場合１／３０超、傾斜を生じた階の上の階数が２階以上の場合１／５０超あるもの ・　鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が１／３０超あるもの ・　腐食・蟻害により著しい断面欠損があるもの				
		④外壁	イ	・　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	１０				
			ロ	・　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	２０				
		⑤屋根	イ	・　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	１０				
			ロ	・　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の部材が垂れ下がったもの	２０				
			ハ	・　屋根が著しく変形したもの	３０				

2	防火上又は避難上の構造の程度	①外壁	イ	・　道路又は隣地に建物のある敷地境界線より３m以内に可燃性の部材による外壁があるもの	１０		３０	
			ロ	・　道路又は隣地に建物のある敷地境界線より３m以内に可燃性の部材による外壁の壁面数が３以上あるもの	２０			
		②屋根	イ	・　屋根が可燃性材料でふかれているもの	１０			
3	落下、飛散危険物	①落下物（建築物）	イ	・　窓枠・窓ガラス・戸・庇・屋外階段・戸袋等、評点区分１の項目に無い建築物の一部が落下しそうなもの	１０		３０	
		②落下物（付属物）	イ	・　看板・機器類・アンテナ等、建物本体に付属するものが落下しそうなもの	１０			
		③飛散物	イ	・　建築物の部材が風により近隣敷地まで飛散しそうなもの	１０			
4	近隣への危険度		イ	・　敷地境界線から６０度の斜線に対象建築物がかかるもの	２０		２０	
5	不法侵入		イ	・　不特定の者に容易に侵入され、犯罪、火災等を誘発する恐れがある状態	１０		１０	
6	その他			≪調査職員による判断におけるその他の危険項目≫ ・	１０		１０	

			・ ・				

合計　　点

備考

一の評定項目につき該当評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

様式第１号（第３条関係）

紛争等が生じた場合の誓約書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

住所
氏名　　印
（自署）

私は、本庄市危険空き家除却補助金を利用した危険空き家の除却にあたり、紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、本庄市に対して一切の迷惑及び損害を与えないことを誓約します。

１　危険空き家の所在地
本庄市

２　危険空き家の所有者及び申請者との続柄

３　共有者又は相続人全員から同意書が得られない理由

様式第２号（第６条関係）

本庄市危険空き家除却補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

申請者　住所
氏名　　印
電話番号

本庄市危険空き家除却補助金の交付を受けたいので、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第３条の趣旨を理解した上、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　危険空き家の所有者
住所

氏名

２　危険空き家の所在地
本庄市

３　構造及び床面積等

構造　　床面積　　㎡　　建築年

４　補助対象工事に要する費用
円

５　補助金申請額
円

６　申請額の算出根拠
補助対象工事に要する費用（見積額）　円①
床面積　　㎡　×　１０，０００円　＝　円②
①②のうち金額の低い額　　円×１／２＝　円③
③の額の１，０００円未満を切り捨て、かつ、上限５０万円が補助金申請額
円

７　工事予定期間
年　　月　　日　～　　年　　月　　日

８　備考

９　添付書類
(1)　位置図
(2)　補助対象工事に要する費用の見積書
(3)　現況写真
(4)　相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
(5)　委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
(6)　登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
(7)　市税に滞納がない証明書
(8)　適正管理に係る誓約書（様式第３号）
(9)　補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２３条第２項の規定による通知の写し
(10)　その他市長が必要と認める書類等

様式第３号（第６条関係）

適正管理に係る誓約書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

住所
氏名　　印
（自署）

私は、補助対象工事の完了後も危険空き家の存した敷地に動産又は不動産を有する場合には、本庄市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理することを誓約します。

１　動産又は不動産の種類

２　管理の方法

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市危険空き家除却補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった本庄市危険空き家除却補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

１　決定内容
交付　　・　　不交付

２　交付決定額
円

３　危険空き家の所在地
本庄市

４　構造及び床面積等
構造：　　床面積　　㎡　　建築年

５　工事予定期間
年　　月　　日　～　　年　　月　　日

６　条件

（不交付の場合はその理由）

様式第５号（第８条関係）

本庄市危険空き家除却補助金変更（中止）申請書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

交付決定者　住所
氏名　　印
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった本庄市危険空き家除却補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　危険空き家の所在地
本庄市

２　構造及び床面積等
構造　　床面積　　㎡　　建築年

３　変更（中止）の内容

４　変更（中止）の理由

５　添付書類
(1)　交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
(2)　その他市長が必要と認める書類等

様式第６号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市危険空き家除却補助金変更（中止）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった本庄市危険空き家除却補助金変更（中止）申請については、承認し、次のとおり決定しましたので通知します。

１　当初交付年月日・番号
年　　月　　日　　第　　号

２　当初交付決定額
円

３　変更交付決定額
円

４　危険空き家の所在地
本庄市

５　構造及び床面積等
構造　　床面積　　㎡　　建築年

６　条件

様式第７号（第９条関係）

本庄市危険空き家除却補助金実績報告書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

交付決定者　住所
氏名　　印
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった本庄市危険空き家除却補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助対象工事に要した費用の総額
円

２　補助金交付決定額
円

３　危険空き家の所在地
本庄市

４　補助事業完了年月日
年　　月　　日

５　添付書類
(1)　工事請負契約書の写し
(2)　工事完了写真
(3)　工事を行った者の工事完了証明書
(4)　工事代金領収書又は請求書の写し
(5)　廃棄物処理に関する処分証明書
(6)　その他市長が必要と認める書類等

様式第８号(第１０条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市危険空き家除却補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった本庄市危険空き家除却補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

１　交付決定額
円

２　交付確定額
円

３　備考

様式第９号(第１１条関係)

本庄市危険空き家除却補助金交付請求書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

交付決定者　住所
氏名　　印
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で交付額の確定のあった本庄市危険空き家除却補助金について下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　円

２　振込先

振込口座	金融機関名	
	支　店　名	
	口座の種別	普　通　・　当　座
	口 座 番 号	
	(フリガナ)	
	口座名義人	

様式第１０号（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市危険空き家除却補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した本庄市危険空き家除却補助金については、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

１　取消理由

□　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたため

□　補助金を他の用途に使用したため

□　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したため

□　危険空き家の存した敷地において、補助対象工事完了後、空家等対策の推進に関する特別措置法第１４条第２項又は本庄市空き家等の適正管理に関する条例第７条第２項の勧告を受けたため

２　取り消す交付決定の内容
交付決定年月日　　年　　月　　日　　第　　号
既交付決定額　　円
既交付額　　円
取消金額　　円

様式第１１号（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

本庄市長　　印

本庄市危険空き家除却補助金返還請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した本庄市危険空き家除却補助金については、次のとおり返還を請求します。

１　返還金額

円

２　返還期限

年　　月　　日

３　返還方法

４　返還事由

本庄市危険空き家除却補助金の概要

１．趣旨

「本庄市危険空き家除却補助金交付要綱」に基づき、管理不全な状態にある特に危険な建築物を除却するものに対して交付する補助金です。

２．補助対象となる空き家

市内に存し、1年以上使用がない状態であり、条例又は法による指導を受けているもので別表の空き家の危険評価基準により市職員が調査した結果、100点以上の評点がある特に危険な空き家

３．補助対象となる者

補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋補充課税台帳）に所有者として記録されている人又はその相続人

※所有者又は相続人が複数いる場合には全員の同意が必要となります。

４．補助対象となる工事

要綱第7条第1項の規定による本庄市危険空き家除却補助金交付決定通知の日以降に着手する補助対象者が発注する補助対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事

５.補助金の額

補助金の額は補助対象工事に要した費用（補助対象空き家の床面積1㎡につき1万円が限度）に2分の1を乗じて得た額で、1敷地につき50万円を限度とします。ただし、1，000円未満は切り捨てます。

例）50㎡の空き家を解体する場合で解体費用が120万円
①120万円の1／2→60万円→上限額50万円
②50㎡×1万円の1／2→25万円
→①と②の低い金額が補助金となるため上記の場合は②の25万円

※この概要に記載している項目は「本庄市危険空き家除却補助金交付要綱」の一部抜粋です。上記以外の条件等については要綱を見ていただくか、市担当職員へお問い合わせください。要綱は本庄市のホームページからも閲覧ができます。

別表（第2条関係）

空き家の危険評価基準

評点区分		評定項目		評定内容	点数	評点	最高評点	合計評点
1	構造一般の程度	①基礎	イ	・ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		80	
			ロ	・ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
		②外壁	イ	・ 外壁の構造が組悪なもの	5			
	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ	・ 構造躯体の不同沈下が軽微にあるもの ・ 木造の場合、1階の傾斜が1/60以下あるもの ・ 鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100以下、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200以下あるもの ・ 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が1/60あるもの	5			
			ロ	・ 構造躯体の不同沈下として著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がりのあるもの ・ 基礎の破損が部分的にあるもの ・ 木造の場合、1階の傾斜が1/60～1/20あるもの ・ 鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100～1/30、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200～1/50あるもの ・ 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が1/60～1/30あるもの ・ 腐食・蟻害により一部の断面欠損があるもの	20			
			ハ	・ 構造躯体の不同沈下として小屋組みの破壊、床全体の沈下のあるもの ・ 基礎の破損が著しい（破壊あり）のもの ・ 木造の場合、1階の傾斜が1/20超あるもの ・ 鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/30超、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/50超あるもの ・ 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が1/30超あるもの ・ 腐食・蟻害により著しい断面欠損があるもの	50			
		④外壁	イ	・ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	10			
			ロ	・ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	20			
		⑤屋根	イ	・ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	10			
			ロ	・ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の部材が垂れ下がったもの	20			
			ハ	・ 屋根が著しく変形したもの	30			
2	防火上又は避難上の構造の程度	①外壁	イ	・ 道路又は隣地に建物のある敷地境界線より3m以内に可燃性の部材による外壁があるもの	10		30	
			ロ	・ 道路又は隣地に建物のある敷地境界線より3m以内に可燃性の部材による外壁の壁面数が3以上あるもの	20			
		②屋根	イ	・ 屋根が可燃性材料でふかれているもの	10			
3	落下、飛散危険物	①落下物（建築物）	イ	・ 窓枠・窓ガラス・戸・庇・屋外階段・戸袋等、評点区分1の項目に無い建築物の一部が落下しそうなもの	10		30	
		②落下物（付属物）	イ	・ 看板・機器類・アンテナ等、建物本体に付属するものが落下しそうなもの	10			
		③飛散物	イ	・ 建築物の部材が風により近隣敷地まで飛散しそうなもの	10			
4	近隣への危険度		イ	・ 敷地境界線から60度の斜線に対象建築物がかかるもの	20		20	
5	不法侵入		イ	・ 不特定の者に容易に侵入され、犯罪、火災等を誘発する恐れがある状態	10		10	
6	その他			≪調査職員による判断におけるその他の危険項目≫ ・ ・ ・	10		10	

合計	点

備考

一の評定項目につき該当評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。